

あんでな

社会福祉法人
大阪重症心身障害児者を支える会
NO.6 2019年6月26日発行

【法人理念】 私たちは、「障害」という言葉を生きていく上での困難さと捉え、その困難な状況下で精一杯生きる利用者の有する権利と人格に対して、最大の敬意を払うとともに、私たちが行う支援が効果を上げるべく、自己研鑽を行い、私たちの職務が利用者の福祉に貢献することを喜びとして、目前にある使命を、諦めることなく熱意をもって果たしていくことが私たちの事業に対する姿勢です。

大阪パイロットクラブ様のご支援・ご協力による

「まるたせんせ」お楽しみイベント



4月20日、大阪パイロットクラブ様にご支援・ご協力をいただき、「お楽しみおじさん まるたせんせ」（五島丸太氏 障害児者理解啓発、出前授業）によるエンターテインメントの催しが行われました。まるたせんせ創作の歌、手品、クイズ、紙芝居、歌に合わせて身体を使ったゲームなど、盛り沢山の演目で、1時間ほどの間、利用者の方々も笑顔いっぱいのひと時でした。途中、大阪パイロットクラブのメンバーの方々が、魔女やコーラス隊に扮して登場され、一緒に楽しい場を作ってくださいました。



● お楽しみイベント	P,1
● 「バリアフリー」と「アクセシビリティ（利用しやすさ）」	P,2
● 助成金等の制度	P,2~4
● 事業所通信(みどり教室)	P,5
● スウェーデングループホーム意見交換会（その2）	P,6~7
● イベント情報・編集後記	P,8

「お楽しみおじさん まるたせんせ」、
大阪パイロットクラブの皆様、
ありがとうございました。

「バリアフリー」と

「アクセシビリティ（利用しやすさ）」

4月18～20日に「バリアフリー展」が開催されました。「高齢者・障がい者の快適な生活を提案する総合福祉展」で、今年は25回目を迎えて、新たに栄養ケア・口腔ケアと健康増進のゾーンが増えました。全体の印象としては、需要の多い高齢者介護を対象にしたものや、介護負担を少なくするための機械用品（ロボットを含め）が多く感じられました。例えばお風呂用具の場合、機械浴やリフト専用キャリーなどは様々な機能・大きさのものが見受けられました。が、重度の障害者が利用できるシャワーチェアは数種類しか見られませんでした。

スウェーデンでは、LSS法（「一定の機能的な障害のある人々に対する援助とサービスに関する法律」）により、高質なサービスを受ける権利が守られており、良い支援のためには良い補助機具が必要という考えで、その費用は基本的にすべて市から支給されます。

さて、「バリアフリー」ということばについて、「バリア＝障壁」を「フリー＝取り除く」という意味で、1974年国連障害者生活環境専門会議の報告書『バリアフリーデザイン（Barrier Free Design）』で建築用語として用いられて以来、広く使われるようになりました。日本では、1970年代半ばから、段差のない道、エレベータを備えた駅等、物理的なバ

リアフリーが普及するようになりました。さらに世界の潮流に沿って、政策や法の整備が行われ、2017年には、2020東京五輪・パラ五輪を機にすべての人々が安全で快適に過ごせる社会づくりを基本理念とした「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が発表され、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」が推し進められています。

一方で、この「バリアフリー」ということばがヨーロッパでは通用しないことが多いと言われています。「アクセシビリティ（利用しやすさ）」という言い方が一般的だそうです。デンマークは、ノーマライゼーション（障害の有無や高齢に関わらず平等に生きて行く、という考え方）の発祥国で、障害の有無で区別することがなく、障害者数などの統計や手帳もないそうです。障害の有無に関わらず、児童生徒は基本的に同じ地域の学校へ通い、同じ教室で授業を受けています。ただし重度の障害者は、その方の状態に合わせて個別で授業を受けることができます。これは「利用しやすさ」に基づいた一例です。

日本でも法律や制度などは整えられてきましたし、バリアフリー、ノーマライゼーションなどの言葉も聞かれるようになりましたが、市民の認識はまだまだ薄いようです。このことが、福祉分野に財源が投入されにくい一要因になっているのかもしれない。

その様な中、日本でも福祉用具の補助金制度があります。以下、その例をご紹介します。

助成金等の制度 （日常生活用具給付事業・ 大阪市重度障がい者日常生活用具給付事業）

ベッドや入浴用品を始め、頭部保護帽、車椅子用レインコート、オムツなどの福祉用具の補助金制度は、大阪市重度障がい者日常生活用具給付要綱で細かく取り決めが成されています。給付対象となる福祉用具が決められており、障害の種類（身体、知的、精神、難病）、障害の部位・状態（上肢・下肢・視覚・内臓など）、障害の重さ（等級）によって、助成金の有無や金額が決まっています。また、世帯の所得に応じて自己負担額が異なります。

■対象者

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方または障害者総合支援法の対象疾病（難病等）のある方。

■申請の窓口

各区保健福祉センター福祉業務担当

■申請書類

- ① 重度障がい者日常生活用具給付申請書
- ② 同意書（課税台帳等の関係公簿を照会かつ閲覧することに同意する）、または課税資料など世帯の所得税額が確認できる書類

③ 購入を希望する業者からの見積書

④ 印鑑

※場合によって、診断書や医師意見書が必要なことがあります。

■給付は1種目につき原則1個です。ただし、入浴補助用具、移動・移乗支援用具（歩行支援用具）、聴覚障がい者屋内信号装置、情報・通信支援用具については、必要性を勘案したうえで、1回の申請につき限度額内で複数個給付を受けることができます。

■補助対象品目、補助限度額等詳細は、冊子「障がいのある方のための福祉のあらまし」（発行：大阪市福祉局障がい者施策部）または、ホームページ「大阪市重度障がい者日常生活用具給付要綱」
(https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/pag_e/0000405613.html) をご覧ください。

さて、そろそろ梅雨シーズンで、レインコートの利用も増えてきます。様々な種類のレインコート、利用されている方の感想などを紹介します。

■レインコートの種類

① ポンチョ



② レインコートの上下別々



③ ゴム付きレインコート
(ゴムによりすばまるため足元がぬれにくい)



① □部分にゴムがついている



④ 裏メッシュ付きレインコート（蒸れ対策）
⑤ 保温効果のあるレインコート（冬でも使用可能）、その他

■レインコートの最低限の条件

① 雨で浸透しないこと。

② 一人ひとりに合ったレインコートが必要

例1：乗降りが多い方は、乗降りのしやすいポンチョを。

例2：長時間雨の中を移動する方は、レインカバーなどを使い、絶対にぬれない、浸透しない対策をします。気管切開をしている方にもおすすめです、中の様子が見えます。



レインカバー

★値段によって性能が異なり、長時間使用していると雨が浸透してきたり、材質によっては肌にひっついてきたりします。安価な物は2000〜3000円代もありますが、浸透性、着心地面で劣り、使い捨てレベルのものです。

■足元のぬれ防止：雨の日に長靴をはくか否か。

① 歩行がしっかりしている方ははかれることがあります。

② 歩行が不安定な方は、長靴で足元が一層不安定になるためはかれません。

★歩行される方は、基本的に介助者と共に大きな傘を使用します。

③ 車椅子の方は、基本的に普段はいているスニーカーなどをはかれます。その上から靴専用カバーや袋状のカバーでおおい、ぬれないようにします。

■雨の日対策便利グッズやアイデア

- ①靴カッパ2足組(透明) 約500円
- ②レインシューズカバー(黒) 約5000円
- ③防水クッション 約2500円
- ④風が吹いてもめくれないよう、また雨にぬれないよう、洗濯バサミを利用します。

■利用者の方の感想

★Aさん：「中に雨が入ってくるし、前が見えないので、レインコートは着たくないと、少し思います。なので、雨の日は出かけたくないです。」

●車椅子用レインコート(9980円)

素材はナイロン100%で、強撥水加工がほどこされていますが、中に水がしみて来るそうです。洗濯機可、脱水機不可、乾燥機不可

★Bさん：「中に水がしみて来ることはなく、着心地はいいです。レインコートを着て、特に悩むことはありません。野球が好きなので、雨の日でもレインコートを着てプロ野球を観に行きたいです。」

●車椅子用レインコート(16800円)

耐久性・撥水性・透湿性のある生地を使用しています。車椅子に座ったままで、頭からすっぽりかぶるだけ、突然の雨にも対応できます。収納袋付き。素材はナイロン100%、色はベージュ、オレンジ、グリーン。

▲車椅子の背中部分も含めて全体を覆うとM

やLサイズでは小さく、XLのような大きいサイズが必要な場合があります。

■車いす用レインコートの申請基準

【障害及び程度】

・身体障害が起因となり、車椅子の使用を必要とする者
 ・難病患者等でその疾病が起因となり、車椅子の使用を必要とする者

【限度額】1万500円

【耐用年数】1年

【性能形式等】雨天時に外出する時、車椅子で容易に着用できるもの。

実際に利用している方の感想からも、高額な物は性能がよいことは歴然としていますが、補助金の限度額には納まっていません。

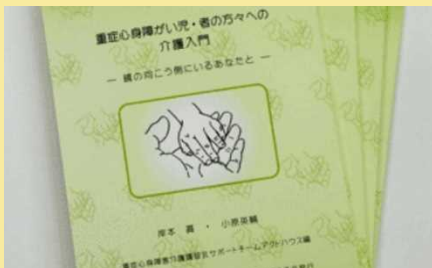
福祉用具の補助金制度(日常生活用具給付事業)を活用することで、利用者の方々それぞれに合った福祉用具が選択でき、少しでも生活の幅が広がることを願っています。まだまだ不足しているのが日本の現状です。



書籍の案内

「重症心身障がい児 者の方々への介護入門」

— 鏡の向こう側にいるあなたと —



岸本 眞・小原 英輔 著

重症心身障害介護講習会サポートチームアクトハウス 編

年金等の相談会のご案内

社会保険労務士事務所アヴァロンの伊藤先生にご協力をいただき開催しています。どうぞお気軽にご相談ください。

●日時 7月10日(水)

8月21日(水)

9月11日(水)

いずれも10時半～12時

●場所 ゆらつとステーション1階面談室

大阪市住吉区万代東1の3の19

●費用 無料

●主催 大阪府重症心身障害児・者を支える会

●申込み・問合せ 社会福祉法人

大阪重症心身障害児者を支える会事務局

TEL 06-666905360

FAX 06-666969955

事業所通信

みどり教室

たおやかな日差しを受け、様々な生命が芽吹き始める三月、みどり教室創立40周年を記念し、お祝いの気持ちを込め京都日帰りバスツアーを開催しました。ご利用者、ご家族、関係者、職員と総勢50名でのツアーとなり、天候にまで祝福されているかの様に気持ちのいい朝、元気よく出発することができました。待機していた大きなリフト付き観光バスを目にした瞬間、ご利用者の皆さんの「今日も楽しむぞ！スイッチ」が一斉に「ON」になり会話のボリュームもアップ、テンションも最高潮に達しました。

車中では、寺岡理事長の感慨深い挨拶を始めとし、まずは参加者の自己紹介（今さら自己紹介など必要のないくらい有名人揃いのみどり教室ですが）が始まりました。一人一人の魅力溢れるお人柄や、その人だけが持つ空気感でバスの中が充実した頃、みどり教室歴史クイズで、バスの中は一つに！あたかも大家族で旅行している様な雰囲気になりました。

一時間ほどで京都市内に入り、昼食会場「ししゅうの館」に到着。昼食会場では寺岡理事長の挨拶と乾杯！美味しい京料理に舌鼓をうちました。用意されていた豆乳鍋もトロトロと食べ頃になった時、職員の出し物も始まり、食べたり笑ったり皆さんのお口が忙しく動いていました。

昼食後は、八つ橋庵に移動し、八つ橋作りを体験しました。食べるとあんなに柔らかい八つ橋ですが、生地が思うように伸ばせず、皆さんいささか小さめの『マイ八つ橋』を大事そうに持ち帰られました。

帰りのバスの中では、懐かしい秘蔵(?)映像を流しながら帰路に着かれました。この40年と言う膨大な年月も、一日一日の苦楽の積み重ねである事に想いを馳せ、積み重ねた年月はご利用者の皆さんにとって必要なもの、場所になっっている事を深く実感する事が出来ました。

これからも我々職員は、スキルと共に人間性を磨き、みどり教室がその人にとって「大好きな場所」で在り続けられるように、今日からまた想いを重ねていきたいと思えます。



スウェーデンのグループホーム についての意見交換会

4月8日開催(その2)

我々のGHでは正社員が16名、それにアルバイトがいます。状態が変わるとソーシャルワーカーがまた再評価して介護度の再認定を行い、市町村が調査して、LSS法にのっとっているかチェックしています。

質問④：PAが高いからGHに入りたいと思わないのですか？

応答：LSS法は権利の法律であり、選択の自由があります。自宅がいいかGHがいいのか、本人か家族が決めます。ただ、選択する理由として、アクティビティがしたいからGHに住みたい人が結構います。18歳までは親と一緒にPAを雇って自宅で、それ以上になるとGHというケースが多いです。

スウェーデンで重度の障害のあるグループホーム(以下GHと表記)を運営しておられるお二人、ブレンダ・アンダーソン氏とテレセ・リン

グフォード氏(シヨンドールス グループポースタード)、また通訳としてイエミル・オストベリ氏(SQC: Swedish Quality Care 教育責任者)が来日され、講演・意見交換会を実施しました。

今号では、質疑応答等をご紹介します。(講演部分は前号をご覧ください。)

質問①：利用者1名に対して職員1名の対応で運営しておられますが、これもLSS法にのっとっているのですか？

応答：LSS(権利・サービス・サポート)法では、利用者の人数によって職員が何人いなくてはならないという基準はありません。ソーシャルワーカーが評価し、1〜7の介護度によって施設に支払われる金額が決まっています。介護度が高いほど金額が増し、職員も増えます。重要なのは、LSS法に従って一般の人と同じ様に生活できるようなサービスを提供しなければならないことです。

質問②：スウェーデンのGHの定員は最高が6名とのこと、それはどのように成りたったのですか？

応答：1994年にLSS法ができて、今のように整うのに10年間かかりました。当初GHは3〜5名くらいのさらに少人数制で始まりましたが、施設が不足したので6名になりました。われわれのGHは集合住宅の中にあり、一般のマンションの1階に入っていて、2階以上は一般の人々の住居です。1階がGHであることは周りからはわかりません。

質問③：重度の障害者の方が、GHではなく、一人暮らしをしたいといわれた時、可能ですか？

応答：パーソナルアシスタント(以下PAと記載)と契約をして、自分の住居に住んでいる人が1万9千人くらい、GHに住んでいる人は2万5〜6千人くらいいます。例えば、障害者の家族が4人のPAと契約をし、交代で24時間支援されています。バリアフリーの車も購入しています。

質問⑤：GHでご本人にインテリアなどを選んでもらっているようですが、伝達(言葉)の困難な方には、どのようにして選んでもらっていますか？笑っているからこちらがいいのかと推測しますが、本当のところはわからないです。

応答：個室ですので、その中の家具は本人か家族で決めます。家族は好みを良くわかっていながら一緒に買いに行ったりします。利用者によってはそれまでの生活を思い出すために家から持参します。持参しない場合はその方の状態に合わせて試してみます。例えば、視覚障害がある場合は濃い色を選びます。コミュニケーションが難しい場合は時間がかかりますが、根気よく何が必要かを検討します。食べ物の場合にはたくさん食べた量などを記録します。音楽の場合は聞かれたときの反応、笑顔で穏やかだったか、いらいらしていたかどうかなど、反応を見ます。いろいろと試してみます。

質問⑥：障害者がGHでの生活をするに当たって、スウェーデンの一般の人は十分な情報を得ているのですか？当事者が一般の人と同じように生活することは当然、という意識がありますか？

応答：二人(アンダーソン氏とリングフォード氏)は情報を十分に得ています。障害児が生まれたら市町村のソーシャルワーカーに話が行き、すぐに情報が得られます。

スウェーデンではLSS法によって、地域の小学校に行くことがあたりまえになっています。

質問⑦：スウェーデンでは大型施設は残っていませんか？GHに入っていない人は在宅かPAが付いて生活しているのですか？

応答：スウェーデンでは大型施設は残っていません。それに至るまでには時間がかかりました。以前は大型施設に慣れていて、施設病になっていました。今の暮らしの場に慣れるまで時間がかかり、生活環境を変更することはただならぬことでした。最初は反対する人もありました。

質問⑧：マンパワーが大切とのことですが、マンパワーをかけるにはお金も必要です。日本はお給料が安く、3K(汚い、危険、きつい)などとも言われ、法律だけではなかなか人材が集まりません。お給料を十分に払ったら来てもらえるものでしょうか？

応答：LSS法は、家族＝障害者団体の運動で

きましたが、法律ができただけではGHは動いていきません。職員に対する労働環境も整えています。働き方を職員と相談し、長時間働くならば休憩をたくさん入れたり、労働時間の中に週に1時間スポーツジムで水泳やトレーニングができるようにしています。費用は経営側負担です。

職員のミーティングがあり、職員も一緒に決められます。体調都合で休まねばならない場合はすぐに変わりの介護人を呼びます。

施設長は毎日施設に行つて実態をみます。パーティなどのお楽しみイベントを実施したり、社内外教育・専門的教育を充実させたり、また、様々な相談に応じています。人間としてどう接したらいいのか、家族への対応など。職員は一生懸命働いています。楽しくなければ、自分たち自身の成長や質の高い支援・アイデアにつながりません。

お給料は1ヶ月日本円で30～35万円(ただしボーナスはなし)くらいです。

■アンケートによるご意見・感想を一部ご紹介いたします。

- ・ LSS法の重要さがよくわかった。
- ・ 日本ではどのようにすればスウェーデンのような取組ができるのか、考えてゆく指標、希望がみえた。
- ・ スウェーデンと日本とは根本的に何か違うと

感じ、もつと障害者に対して十分な社会になってほしい。

・ 人材不足が常の課題であり、労働環境や労働時間について悩む。スウェーデンでは人材不足の問題はないのだろうか。

・ 日本では今でもGHへの反対運動が起きているが、スウェーデンではLSS法により、こういったことはないのか。

・ 一人ひとりの個別意見を尊重したいが、集団ルールも必要でそうせざるを得ない状況下にあることが心苦しい。

・ 看護と介護の考えの違いに困っている。

・ 子どものころは、支援学校や通所施設など行くところの選択肢は多いが、年齢を重ねると少なく、入れるGHも少ない。あつたとしても、経営側に知識のあまりない方が多い。

・ 入居者に十分な支援ができない。GHの問題は社会と障害者の問題に関係すると思う。

スウェーデンの施設は広く素晴らしい環境にあり、学ぶことも多々あります。折に触れ、その様子をご紹介させていただきます。

尚、SQCでは視察旅行を実施しています。



セミナー・イベント情報

ハプティックセラピーセミナー

- 日時：7月21日（日）9:30~12:30 初級コース（背中）、13:30~16:30 中級コース（手）
【場所】AP大阪駅前梅田一丁目 E ルーム（大阪市北区梅田1-12-12 東京建物梅田ビル）
- 8月4日（日）9:30~12:30 上級コース（足）
【場所】大阪国際交流センター 2階 会議室B（大阪市天王寺区上本町8-2-6）
※中級コース及び上級コースは初級コースの受講を前提としています。
- 講師：三田 富美代氏（SQC ハプティックセラピー公認インストラクター）
- 費用：各コース2万5千円（SQC会員は各コース2万円）
フォローアップコース1コース5千円（すでに各コースを受講済みで修了証をお持ちの方）
- 主催：SQC日本ハプティックセラピー協会
- お申込み・お問合せ：支える会研修センター
TEL:06-6690-5360 FAX:06-6696-9955 MAIL: haptic@sasaeru.or.jp

★令和 OSAKA 天の川伝説 2019

七夕にゆかりの深い天満・大川にLEDを光源とする光の球「いのり星®」を放流する七夕の一夜限りの催し。今年で10回目を迎え、大阪の夏の風物詩となりつつあります。大阪の河川で新たに魅力的な夜間景観を創出しています。

- 日時：2019年7月7日（日）開場 18:00 放流時間 19:20~21:00
※雨天決行 荒天などで開催中止の場合、8月7日に順延開催
- 場所：大川・天満橋～北浜周辺 *放流場所4ヶ所のうち「八軒家浜」には多目的トイレ有り
- 料金：観覧無料。有料観覧エリアは入場券&いのり星®放流券1,000円
- 主催者：一般社団法人 おしてるなにわ
- お問合せ：関西・大阪21世紀協会内「令和 OSAKA 天の川伝説事務局」
TEL:06-7507-2006 FAX:06-7507-5945
Eメール：amanogawa@osaka21.or.jp <http://www.osaka-amanogawa.com/>

編集後記

梅雨の季節となりました。紫陽花あじさいの花芽も大きくなり、赤紫色や青紫色が鮮やかになってきました。

一昔前、平成を飛ばし昭和の時代ですが、紫陽花といえ、必ずカタツムリが樹木のどこかにひそんでいて、歌にもあるように「角出し・・・」と、子ども達は角をつついて遊んだものです。最近ではカタツムリも生物絶滅危惧種の仲間入りとなり、あまり見かけなくなったのは寂しいことです。

ここ数年、6月からすでに夏の暑さとなる日が増えてきました。湿気に暑さも加わり、熱中症など身体を崩しやすい時期です。水分補給、睡眠、食事に配慮し、体調管理に気をつけましょう。



ゆらっとステーション
玄関前の紫陽花

発行元

社会福祉法人 大阪重症心身障害児者を支える会

〒545-0021

大阪市阿倍野区阪南町2丁目23番11号

TEL 06-6690-5360

FAX 06-6696-9955